

理 由 書

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を計画的に保全すべく、生産緑地地区として指定しております。

今回、箇所番号360の生産緑地地区の区域について、申出基準日が経過したことにより買取りの申出がなされたが、所有権移転が行われず、生産緑地地区の行為の制限が解除されたため、廃止するものです。